

北本市市民参画推進条例に位置づける項目（検討資料 20100915）

1 目的

北本市自治基本条例第18条の規定に基づき、市民の参画に関し必要な事項を定める

2 定義

- (1) 北本市自治基本条例で定義している用語は定義しない
- (2) ワークショップ、アンケート等説明が必要なもののみ定義

3 基本原則

- (1) 市民と市長等の情報の共有（多くの市民が参画できるよう）
- (2) 政策の企画立案時等できるだけ早い時期からの参画
- (3) 市民の自主性と平等な参画の機会の保障
- (4) 市民と市長等が相互の役割と責任を尊重して行う

4 市民の役割

- (1) 自らの行動と発言に責任を持つ
- (2) 北本市全体の利益となるよう留意
- (3) 市民相互の自由な発言を尊重し、合意形成に努める

5 市長等の役割

- (1) 情報共有のための的確で迅速な市政情報の提供
- (2) 参画の機会の確保と拡充
- (3) 市民の意向を把握し、施策への反映に努める

6 1 市民参画の対象

- (1) 市の基本構想、基本計画等基本的計画の策定または変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定改廃
- (3) 市民に義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定、改廃
- (4) 公共の用に供される施設の整備にかかる計画等の策定または変更
- (5) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入または変更
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に参画の機会等を確保することが必要と認められるもの

6 2 市民参画の適用除外事項

- (1) 定型的又は経常的に行うもの

- (2) 軽易なもの
- (3) 緊急に行わなければならないもの
- (4) 市長等内部の事務処理に関するもの
- (5) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (6) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

6-3 参画を実施しない場合の理由の公表

市長等は、参画を行わない場合は、その理由を公表しなければならない。

7 参画の方法

- (1) パブリック・コメント手続
 - ア 現在運用している「北本市パブリック・コメント実施要綱」を確認し規定する
 - イ 確認事項
 - ・ 意見募集期間の明示（要綱第7条）
- (2) 審議会等（附属機関の委員及びこれに準ずるもの）
 - ア 現在運用している「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を確認し規定する
 - イ 確認事項
 - ・ 委員の年齢の上限 75歳（要綱第3条）
 - ・ 委員の在任期間 10年以内（要綱第4条）
 - ・ 委員の兼職数 3機関以内（要綱第5条）
 - ・ 男女の割合 いずれも40%を下回らない（要綱第6条）
 - ・ 委員の一部を公募により選任するよう努める（要綱第7条）
 - ・ 応募資格（要綱第9条）
 - ・ 審議会等委員の名簿及び台帳の作成（要綱第15条）
- (3) 市民説明会
 - ・ 事案の説明などを通して、複数の市民の意見を聴取し、又は討議する必要がある場合に実施
 - ・ 参加者が理解を深められるよう資料等の充実に努める
- (4) アンケート
 - ア 市政に係る重要な施策または課題等について、多くの者を対象とし、調査項目を設定して一定期間内に対象者から回答を得ることが必要な場合に実施
 - イ アンケートを実施する際には、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない
 - ウ アンケートを実施したときは、その結果について非公開情報

を除き、速やかに公表しなければならない

(5) ワークショップ

ア 複数の市民あるいは市民と市長等が議論、共同作業等を行い、課題、問題点等の抽出と選択を通して、一定の合意形成を図る必要があるときに実施

イ 極めて早い時期から市民参画を行うことが適当と認められる場合に実施

(6) インターネット・モニター

ア 12 市民登録制度との統合について検討

イ 登録した市民に対し、インターネットを使ったアンケートのみならず審議会等の委員の公募の情報等市民参画に関する情報についても提供する

ウ 年齢と登録人数を制限しない

エ 登録者は無報酬とする

(7) 市民政策提案制度

ア 市民は10人以上の連署をもって政策の提案ができる

イ 市は提案事項の内容を検討し、提案に対する市の考え方を代表者に通知する

ウ ア、イの内容を公表する

エ 手続きの進め方や様式については、別に規則で定める

(8) その他の効果的な方法

・市長への手紙

・タウンミーティング

・出前講座

・関係団体への事前説明と配慮 等

8 参画の実施（マッチング・ルール）

(1) パブリック・コメント手続＋上記7参画の方法(2)～(7)に記載するもののうち1以上を選択し、必ず実施

(2) 複数の手続を実施することが効果的と認められるときは、複数の手続を併用して実施

9 参画手続の公表

(1) 担当窓口及び市政情報コーナーでの閲覧

(2) 広報紙への掲載

(3) 市のホームページへの掲載

(4) その他有効な広報手段

10 出された意見の取扱い及び実施記録の作成と公表

- (1) 市長等は市民の意見を総合的、多面的に検討し、市政に反映するよう努めなければならない
- (2) 市民参画手続を実施した際には、その記録を作成し、公表する

11 市民参画推進計画

- (1) 市長は、その年度における市民参画の予定を取りまとめ、市民参画推進計画を作成し、これを公表する
- (2) 市長は前年度における市民参画の実施状況を取りまとめ公表する

12 市民登録制度

- (1) 市長は、市民参画を推進するため、行政活動に関心と意欲を持つ市民を公募し、公募委員登録者として登録する
- (2) 市長は、登録者に審議会等の委員の公募その他市民参画に関する情報を積極的に提供する
- (3) 7 参画の方法 (6) インターネット・モニターとの統合について検討

13 推進評価機関

北本市自治基本条例審議会において市民参画の状況を審議する

14 条例の見直し

市長は、社会情勢及び市民参画手続の状況に応じてこの条例の見直しを行う

15 その他

- (1) 条例制定後に的確に制度を運用するための窓口整備（窓口の一本化）の必要性